飯高檀林を生かす取り組み

歴史的な遺産を後世に伝える飯高檀林

問　文化財のある飯高檀林を生かす取り組みに関する市の方針・計画については。

答　飯高檀林を守る会の方々と一緒になり、地域の整備に取りかかり、全国から来ていただいた方々に、すばらしい文化財だという思いをしていただくことが匝瑳市の行政だと考えています。

この檀林の歴史的な遺産は、やはりその価値を守って後世に伝えていく必要があるわけです。

地元の方々と関係機関一体となって、その保存と活用に取り組み、有効活用をしていきたいと考えています。

福祉関係について

問　匝瑳市障害者計画・障害者福祉計画について、策定の基本的な考え方は。

また、調査・アンケート、今後の進め方については。

答　この計画は、匝瑳市における障害者の生活の実態と障害者福祉のサービスや関連施策に対してのニーズ、あるいは障害者の総合的な自立支援システム構築に向けてのサービス基盤の状況を把握した上で、今後の障害者施策のあり方の指針となる障害者計画、障害者福祉計画を一体的に策定するもので、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すものです。

調査、アンケートについては、身体障害者、知的障害者あるいは精神障害者を対象として、実施をしたいと考えています。

今後の進め方ですが、全庁的な組織として検討委員会を設置し、また、障害者や障害者の福祉に関する事業に従事する方々の意見を反映させるための策定委員会を設置します。

問　障害者自立支援法施行後の利用者の反応はどうか、問題点などどのように把握しているか。

また、今後の考え方は。

答　障害者自立支援法は、本年の四月に利用者負担などが部分的に施行され、十月からサービス体系を含めた本施行となるわけです。

市では県の実施する認定調査員研修や審査会委員研修を受講するなど、万全を期して準備をしています。

また、移動支援事業や相談支援事業など、市町村事業として実施することとなる地域支援事業などについても、調整を進めていきたいと考えています。

制度の実施から間もないことと新たなサービス体系への移行は十月からですので、現在のところ、利用者の反応や問題点は把握できていないのが現状です。

今まで以上に地域で安心した生活を送ることのできるようにすることが、市の責務であると考えています。

問　次世代育成支援行動計画について、当市においての目標事業量、予算はどのように反映されているか。

また、進捗状況については。

答　平成十八年度予算の主なものは、児童手当が小学校三年生までの支給が小学校六年生まで拡大された関係で二億四千二百五十四万円、私立保育所の特別保育事業及び次世代育成支援対策の事業補助金として九百七十七万九千円を計上しました。

目標事業量ですが、二十六の目標事業があり、既に着手したものが八事業あります。

①児童虐待防止ネットワークの立ち上げ、②県が行っている特定不妊治療費助成事業の啓発、③虫歯予防のためのフッ素化物の塗布事業、④四歳児を対象にした育児教室の開催、⑤保護者への子供の病気に対する知識の普及、⑥乳幼児への医療費の助成事業、⑦旧野栄町での放課後児童クラブの開設、⑧ヘルスサポーターの養成です。

未実施の事業についても、目標に向けて年度別に事業に取り組みたいと考えています。

問　匝瑳市少子化対策については。

答　少子化の問題は国を挙げての大きな問題であると考えています。

本市においては少子化、子育て支援対策は急務です。

現在は福祉課が総合的な少子化の子育て支援の窓口になっており、個々の具体的事業については、今後検討していきます。

問　ひとり親・母子家庭に対する支援策については。

答　母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を目的とした児童扶養手当の支給、医療費などに対して助成するひとり親家庭等医療費の助成制度があります。

母子・寡婦福祉資金の貸し付け、母子家庭のうち一定の所得者への保育料の軽減措置もあります。

問　身体障害者に対する本市の今後の考え方については。

答　障害者が、住みなれた地域の中で自立した日常生活や社会参加ができるよう、また生涯の各ステージで必要な障害者福祉サービスが地域の実情に応じて提供されるよう、サービス基盤の整備や拡充を図っていく必要があると考えています。

また、障害者自立支援法の趣旨に沿った施策の展開に努めていきたいと考えています。

高齢者支援について

問　地域包括支援センターの組織体制はどのようになっているか、運営協議会はどのような位置付けと考えているのか。

また、必須事業の取り組み、さらに市独自の任意事業の取り組み、今後の課題については。

答　地域包括支援センターは、平成十八年四月に設置しました。

組織体制については、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、事務員各一名の四名を配置し、相互に連携、協働しながらチームとして業務を行うものです。

運営協議会の位置付けですが、規則を制定し、その中で委員十名をもって設置しました。

取り組みですが、介護認定要支援の方や特定高齢者の介護予防ケアマネジメント、地域ケア体制の整備及び総合相談事業など通常業務のほかに、認知症高齢者の支援システムのネットワーク形成について検討したいと考えています。

今後、事業内容・活動について広報そうさ等で市民に広く知らせていきたいと考えています。

問　高齢者支援について、現状認識、改正介護保険法施行の矛盾・問題点、市の役割については。

答　高齢化率がここ数年かなりのスピードで速まっており、介護保険の認定者も徐々に増加しています。

法改正により施設入所の関係で、要支援一、二の方は新予防給付対象者となり、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設への入所ができなくなりました。

新設された地域密着型サービスですが、住みなれた地域を離れずに利用できるなど、利用者のニーズにきめ細かく対応できる制度です。

市の基本的な方針は高齢者の自立と介護予防やサービス基盤の整備が考えられます。

介護予防のための事業やサービスを充実することとして、要支援の前後から要介護状態になるまで一貫したケアマネジメント体制を確立する必要があります。

野球場整備について

夜間照明設備が完備され、多くの市民に利用される山桑公園野球場

問　匝瑳市の野球場整備について、野球のできる施設は何か所あるのか、その施設の建設年度と利用者数はどのくらいか。

また、かなり老朽化して、危険な場所も見受けられるがいかがか。

答　市が管理している野球場は、昭和五十九年建設の山桑公園野球場、昭和五十七年建設のみどり平東公園野球場、昭和四十四年建設の市営野球場の三か所です。

そのほかに、のさかアリーナの隣に平成六年建設のさざんか広場があり、少年野球場としても利用可能です。

その他に少年野球場として三か所あります。

利用者数は、山桑公園野球場は平成十七年度、一万二千六百九十六人、みどり平東公園野球場は平成十七年度、七千三百五人、市営野球場は平成十七年度、一万三千四百六人、いずれも平成十八年一月二十二日までの数値です。

今年度は、破損の著しい市営野球場のフェンス部分の改修工事を実施します。

引き続きグラウンドの良好な環境づくりを目指し、整備及び管理に努めます。